

# 民生病院常任委員会

日 時 令和元年6月21日(金)

午前10時00分から

場 所 委員会室

## 議 題

### 1 付託案件(11件)

- (1) 議案第33号 令和元年度射水市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- (2) 議案第38号 射水市介護保険条例の一部改正について
- (3) 議案第39号 射水市国民健康保険税条例の一部改正について
- (4) 議案第40号 射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (5) 議案第49号 射水市本江コミュニティセンター改築(建築主体)工事請負契約について
- (6) 議案第50号 射水市下村コミュニティセンター改築(建築主体)工事請負契約について
- (7) 議案第51号 射水市斎場新築(建築主体)工事請負契約について
- (8) 議案第52号 射水市斎場新築(電気設備)工事請負契約について
- (9) 議案第53号 射水市斎場新築(機械設備)工事請負契約について
- (10) 議案第54号 射水市斎場新築(火葬炉設備)工事請負契約について
- (11) 議案第55号 クリーンピア射水基幹的設備改良工事請負契約について

### 2 報告事項(8件)

- (1) 射水市新湊中央文化会館の休館日の変更について  
市民生活部 地域振興・文化課 資料1
- (2) コミュニティバス・デマンドタクシーについて  
.....市民生活部 生活安全課 資料1
- (3) 万葉線について  
.....市民生活部 生活安全課 資料2  
.
- (4) 平成30年度介護保険事業執行状況等について  
.....福祉保健部 介護保険課 資料1

- (5) 旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免適用期間の変更について  
・・・・・・・・福祉保健部 保険年金課 資料 1
- (6) 後期高齢者医療保険料の軽減特例の見直しについて  
・・・・・・・・福祉保健部 保険年金課 資料 2
- (7) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について  
・・・・・・・・福祉保健部 子育て支援課 資料 1
- (8) 幼児教育・保育の無償化について  
福祉保健部 子育て支援課・社会福祉課 資料 2

### 3 その他

## 射水市新湊中央文化会館の休館日の変更について

## 1 主旨

射水市新湊中央文化会館は、建物内に新湊中央文化会館、新湊図書館、中央公民館の3施設があり、それぞれ芸術文化、生涯学習の振興を目的に運営している。

中央公民館を新湊中央文化会館の貸室として転用することと併せ、休館日を変更し、効果的な運営を行う。

## 2 変更内容

現在、3施設の休館日は、新湊中央文化会館及び中央公民館が毎月第3月曜日、新湊図書館が毎週月曜日となっており、運用が異なっている。また、他の芸術文化施設等のほとんどが週1回を休館日としており、休館日を毎週月曜日に変更し、建物全体の休館日を統一する。

## 休館日

現行		変更案	
新湊中央文化会館	毎月第3月曜日	新湊中央文化会館	毎週月曜日
中央公民館	毎月第3月曜日		
新湊図書館	毎週月曜日	新湊図書館	

\* 新湊図書館については変更なし

## 3 変更による影響

毎週月曜日を休館することにより貸館日数が減少するが、他の曜日や他の文化施設の利用により対応が可能であり、また、維持管理費の軽減が期待できる。

## 4 今後のスケジュール

令和元年9月定例会 射水市新湊中央文化会館条例の一部改正案提出

令和2年4月1日 改正条例施行

## コミュニティバス・デマンドタクシーについて

### (1) コミュニティバス

コミュニティバスは、平成19年4月から本格運行を開始し、主に公共交通の空白地帯の解消、移動制約者の日中の移動手段の確保を目的に、運行実績や地域住民等からの意向・需要等を調査・把握し、運行ルート等を見直しながら、可能な限りその利便性の向上を図ってきた。

平成30年度の総利用者数は、通学利用者などの増加により、前年度と比較し2,144人増の404,389人となった。

#### 利用状況(4/1～3/31 365日間)

(単位:人)

路線No.	路線名	利用者数	前年度比(%)	1日当たり乗車人数	1便当たり乗車人数	平日利用者	平日1日当たり	平日1便当たり	土日祝利用者	土日祝1日当たり	土日祝1便当たり
①	中央幹線	24,262 (21,566)	112.5	99.4	4.5	24,262 (21,566)	99.4	4.5			
②	新湊・大門線	35,183 (34,940)	100.7	96.4	10.0	30,115 (30,229)	123.4	11.2	5,068 (4,711)	41.9	6.0
③	新湊・本江線	69,283 (70,827)	97.8	189.8	18.4	58,030 (59,100)	237.8	21.6	11,253 (11,727)	93.0	10.3
④	七美・作道経由庄西線	15,385 (14,182)	108.5	42.2	5.3	13,886 (12,956)	56.9	5.7	1,499 (1,226)	12.4	3.1
⑤	塚原・作道循環線 H29.10～ 平日のみ運行	1,896 (1,884)	100.6	5.2	1.3	1,896 (1,797)	7.8	1.3	0 (87)	0.0	0.0
⑥	新湊・越中大門駅線	24,290 (25,761)	94.3	66.5	10.0	22,155 (23,306)	90.8	12.1	2,135 (2,455)	17.6	3.5
⑦	新湊・呉羽駅線	14,369 (15,031)	95.6	39.4	7.4	12,496 (13,030)	51.2	8.5	1,873 (2,001)	15.5	3.9
⑧	新湊・小杉線	71,130 (73,389)	96.9	194.9	18.3	57,616 (60,177)	236.1	18.9	13,514 (13,212)	111.7	16.0
⑨	大島・小杉経由大門線	605 (537)	112.7	10.6	7.1	605 (537)	10.6	7.1			
⑩	浅井・大門経由小杉駅線	3,093 (2,923)	105.8	54.3	36.2	3,093 (2,923)	54.3	36.2			
⑪	榎田・大門経由小杉駅線	296 (646)	45.8	5.2	3.5	296 (646)	5.2	3.5			
⑫	小杉駅・水戸田経由大門線	467 (723)	64.6	8.2	5.5	467 (723)	8.2	5.5			
⑬	小杉駅・金山線	12,862 (13,794)	93.2	35.2	12.8	11,480 (12,383)	47.0	15.1	1,382 (1,411)	11.4	5.7
⑭	小杉地区循環線	24,332 (24,965)	97.5	66.7	11.9	19,567 (20,052)	80.2	13.1	4,765 (4,913)	39.4	8.8
⑮	小杉駅・太閤山線	56,308 (51,899)	108.5	154.3	7.7	44,700 (40,132)	183.2	7.9	11,608 (11,767)	95.9	7.1
⑯	小杉駅・白石経由足洗線	13,389 (13,743)	97.4	36.7	9.8	11,655 (11,965)	47.8	11.6	1,734 (1,778)	14.3	4.8
⑰	小杉駅・大江経由足洗線	13,860 (15,076)	91.9	38.0	9.3	11,590 (12,681)	47.5	10.3	2,270 (2,395)	18.8	6.3
⑱	海王丸パーク・ライトレール接続線	1,555 (1,435)	108.4	12.9	3.2				1,555 (1,435)	12.9	3.2
⑳	堀岡・片口経由小杉駅線	21,824 (18,924)	115.3	59.8	11.4	17,487 (15,301)	71.7	12.8	4,337 (3,623)	35.8	8.0
	合計	404,389 (402,245)	100.5		9.8	341,396 (339,504)		10.4	62,993 (62,741)		7.4

備考 路線番号⑧～⑪については、12月～2月の平日のみ運行  
利用者数下段カッコの数値は、平成29年度の利用者数

(2) デマンドタクシー

デマンドタクシーは、大門・大島地区を対象に、平成24年4月から本格運行を行っている。平成30年度の総利用者数は、前年度と比較し65人増の14,183人となった。

内訳としては、60歳以上の利用者が91.6%、また、女性利用者が77.5%であり、目的地は、真生会富山病院が27.4%、鉄道駅が10.2%、射水市民病院が8.7%、ショッピングセンターが7.6%、コミュニティセンターが7.5%等となった。

利用状況 (4/1～3/31 365日間)

	平成30年度	平成29年度	前年比(%)
利用者数(人)	14,183	14,118	100.5
1日平均(人)	38.9	38.7	100.5
運行台数(台)	8,523	8,477	100.5
1日平均運行台数(台)	23.4	23.2	100.9

(利用者の内訳)

		平成30年度	平成29年度	前年比(%)
性別	男性	22.5%	15.6%	144.2
	女性	77.5%	84.4%	91.8
年齢別	60歳以上	91.6%	90.4%	101.3
	60歳未満	8.4%	9.6%	87.5
目的地別	真生会富山病院	27.4%	26.3%	104.2
	射水市民病院	8.7%	8.6%	101.2
	コミュニティセンター	7.5%	10.6%	70.8
	ショッピングセンター	7.6%	9.1%	83.5
	鉄道駅 (小杉駅・越中大門駅)	10.2%	8.0%	127.5
	その他	38.7%	37.4%	103.5

## 万葉線について

万葉線は、平成14年度に第三セクターとして開業以来、本市、高岡市、万葉線株式会社が一体となって、設備の更新や各種イベントを実施する等、維持・活性化を図ってきた。

平成30年度の利用者数は、通勤定期利用者が前年度と比較し26,889人増となったが、通学定期利用者及び定期外での利用者が減少したことから、合計で2,627人減の1,192,041人となり、旅客収入は、運賃改定の影響から、前年度と比較して8,845千円の増となった。

### 1 年度別 利用状況

(単位:人)

年度	定 期			定期外	合計	前年比 (%)	一日 当たり
	通勤	通学	定期計				
26年度	158,445	353,884	512,329	741,583	1,253,912	100.4	3,435
27年度	162,293	303,208	465,501	719,655	1,185,156	94.5	3,238
28年度	153,299	292,479	445,778	709,730	1,155,508	97.5	3,166
29年度	175,011	315,668	490,679	703,989	1,194,668	103.4	3,273
30年度	201,900	294,318	496,218	695,823	1,192,041	99.8	3,266

### 2 営業成績

(単位:円)

		平成30年度	平成29年度	前年比(%)	
旅客 収入	定期外	124,129,071	118,483,253	104.8	
	定期	通勤	27,996,980	23,602,510	118.6
		通学	24,206,420	25,401,407	95.3
		計	52,203,400	49,003,917	106.5
	合計	176,332,471	167,487,170	105.3	

## 平成30年度介護保険事業執行状況等について

### 1 第1号(65歳以上)被保険者の状況について

(単位：人、%)

区 分	平成30年 10月1日	平成29年 10月1日	対前年比	差 引 ( - )
人 口	93,194	93,580	99.6	386
65歳以上	27,700	27,494	100.7	206
65～74歳	14,349	14,397	99.7	48
75歳以上	13,351	13,097	101.9	254
高齢化率	29.7	29.4	101.0	

高齢化率 = 65歳以上 / 人口

(単位：%)

(参考) 高齢化率	H30.10.1	H29.10.1	対前年比
富山県	31.9	31.6	100.9
国	28.1	27.7	101.4

### 2 要介護認定の状況について

#### (1) 要介護・要支援認定者数

(単位：人、%)

区 分	平成30年 10月1日	平成29年 10月1日	対前年比	差 引 ( - )
第1号被保険者	4,795	4,935	97.2	140
第2号被保険者	104	120	86.7	16
計	4,899	5,055	96.9	156
認 定 率	17.3	17.9	96.6	

認定率 = 第1号認定者数 / 65歳以上被保険者数

#### (2) 要介護度別の状況

(単位：人、%)

区 分	平成30年 10月1日	平成29年 10月1日	対前年比	差 引 ( - )
要 支 援 1	419	518	80.9	99
要 支 援 2	488	539	90.5	51
要 介 護 1	1,142	1,149	99.4	7
要 介 護 2	867	817	106.1	50
要 介 護 3	670	709	94.5	39
要 介 護 4	756	731	103.4	25
要 介 護 5	557	592	94.1	35
計	4,899	5,055	96.9	156

### 3 介護サービスの利用状況について

#### (1) 介護サービス利用者数

(単位：人、%)

区 分	平成30年度		平成29年度		対前年比	差引 ( - )
	利用者数	構成比	利用者数	構成比		
居宅サービス	96,617	81.3	99,149	81.7	97.4	2,532
地域密着型サービス	11,972	10.1	11,376	9.4	105.2	596
施設サービス	10,268	8.6	10,808	8.9	95.0	540
計	118,857	100.0	121,333	100.0	98.0	2,476

ア 平成30年2月1日から市内の介護療養型医療施設（99床）の49床が医療病床へ変更

#### (2) 介護給付費の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度		平成29年度		対前年比	差引 ( - )
	給付費	構成比	給付費	構成比		
居宅サービス	3,027,954	37.8	3,141,824	38.4	96.4	113,870
地域密着型サービス	1,761,025	22.0	1,655,131	20.3	106.4	105,894
施設サービス	2,771,491	34.6	2,911,179	35.6	95.2	139,688
特定入所者介護サービス等	452,629	5.6	465,236	5.7	97.3	12,607
計	8,013,099	100.0	8,173,370	100.0	98.0	160,271

特定入所者介護(予防)サービス費、高額介護(予防)サービス費、審査支払手数料の合計

特定入所者介護(予防)サービス費...低所得の介護保険施設入所者(短期入所サービス利用者を含む)の食費や居住費の負担限度額を超えた分に係る保険給付のこと。

### 4 地域密着型サービスの基盤整備状況について

#### (1) 平成30年度実績

サービス種類	第6期末現在 (平成30年3月末)		第7期整備計画・実績							
			平成30年度実績		令和元年度計画		令和2年度計画		計	
	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員
定期巡回・随時対応型訪問介護・看護	1	50								
夜間対応型訪問介護	1	70								
認知症対応型通所介護	6	72			1	12			1	12
小規模多機能型居宅介護	11	292	1	29	1	29			0	0
認知症対応型共同生活介護	16	233					1	18	1	18
地域密着型介護老人福祉施設	1	29								
看護小規模多機能型居宅介護			1	29			1	29	2	58
地域密着型通所介護	15	214	1	8			1	18	0	10

ア 「小規模多機能型居宅介護」について

・1事業所が、「看護小規模多機能型居宅介護」にサービスの転換を行なった。(29名定員 29名定員)

イ 「地域密着型通所介護」について

・1事業所が、平成31年4月に「小規模多機能型居宅介護」にサービスの転換を行なった。(18名定員 29名定員)

・1事業所が、事業を廃止した。(8名定員)

・第7期介護保険事業計画期間中に計画している1事業所が、新たにサービスを開始した。(18名定員)

以上のことから、「地域密着型通所介護」は、1事業所、8名の減となった。

## 旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免適用期間の変更について

### 旧被扶養者

後期高齢者医療制度(平成20年4月)の創設に伴い、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者若しくは65歳以上で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者が、被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった者で、被保険者資格を取得した日において65歳以上の者

### 1 変更内容

旧被扶養者に係る被保険者均等割額及び旧被扶養者のみで構成する世帯に係る世帯別平等割の減免については、「資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る」ものとする。

なお、旧被扶養者に係る所得割については、これまでどおり当分の間減免する。

	平成30年度まで	令和元年度から	
所得割額	全額減免	全額減免(変更なし)	応能割
均等割額 7割・5割軽減世帯除く。	1/2減免	1/2減免 (資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)	
平等割額 (旧被扶養者のみの世帯) 7割・5割軽減世帯除く。	1/2減免	1/2減免 (資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)	応益割

### 2 変更理由

旧被扶養者に係る保険税減免については、後期高齢者医療制度と類似の保険税軽減措置を実施してきたが、平成31年4月1日から後期高齢者医療制度における元被扶養者の応益割に係る保険料軽減措置を「資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り」実施することとなったことから、国民健康保険税についても同様に変更するもの。

### 3 施行期日等

平成31年4月1日から施行し、令和元年度分の保険税から適用する。

## 後期高齢者医療保険料の軽減特例の見直しについて

### 1 概要

均等割保険料の軽減率9割と8.5割は、法令上は7割軽減であり、上回る分は国費によって補助されてきた。制度導入時から激変緩和措置として実施されてきたが、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、見直しされることとなっていた。

今回、低所得者に対する介護保険料の軽減拡充や年金生活者支援給付金の支給にあわせて見直しが実施され、10月から上回る分の国費補助が廃止される。ただし、8.5割軽減については年金生活者支援給付金等の支給されない低所得者であることを鑑み、1年間本則との差が特例的に補填されることとなった。

### 2 軽減措置の段階的見直し

( )内は年間の均等割額

	現行：9割軽減の方	現行：8.5割軽減の方
平成30年度まで	9割軽減 (4,380円)	8.5割軽減 (6,570円)
令和元年度	8割軽減 (8,760円)	8.5割軽減 (6,570円)
令和2年度	7割軽減 (13,140円)	7.75割軽減 (9,855円)
令和3年度以降	7割軽減 (13,140円)	7割軽減 (13,140円)

施行期日 平成31年4月1日 令和元年度以後の年度分の保険料について適用

### 3 モデルケースによる試算

モデルケース：単身世帯、年金収入のみの場合

(見直し後の増減影響、平均額を月額で換算)

見直しによる増減額	年収額 基礎年金 平均受給額 約61万円/年	基礎年金 満額 約78万円/年	年収 120万円	年収 148万円	年収 168万円	年収 168万円超
介護保険料の所得段階	第1段階	第1段階	第2段階	第3段階	第6段階	
介護保険料の軽減拡充額	920円	920円	1,540円	300円	0円	0円
年金生活者支援給付金の有無	有り	有り	無し	無し	無し	無し
年金生活者支援給付金額	3,940円	5,000円	0円	0円	0円	0円
後期高齢者保険料の軽減割合	9割 7割	9割 7割	8.5割 7割	8.5割 7割	8.5割 7割	
後期高齢者保険料の軽減廃止額	730円	730円	540円	540円	540円	0円
合計 + +	4,130円	5,190円	1,000円	240円	540円	0円
合計(8.5割軽減が補填される期間)			1,540円	300円	0円	

(注1)令和元年10月からの単身世帯の負担増減を試算したもの(年金生活者支援給付金は同年12月から支給開始)

(注2)年金生活者支援給付金は、国民年金の保険料納付済期間等に比例する方式で支給額を算定(保険料納付済期間480か月、5,000円/月)

#### <参考>年金生活者支援給付金(令和元年10月施行)

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている者(前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など)に対し、年金に上乘せして支給するもの。

- ・高齢者への給付金(老齢年金生活者支援給付金、補足的老齢年金生活者支援給付金)
- ・障害者や遺族への給付金(障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金)

## 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について

### 1 趣旨

平成31(2019)年度税制改正において、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対する住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、2020年度税制改正において検討し、結論を得ることとなった。これを踏まえ、臨時・特別の措置(1回限り)として、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付金を支給するもの。

### 2 給付対象者

次に掲げる要件の全てに該当する者

令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受けるひとり親

基準日(令和元年10月31日)において、これまでに法律婚をしたことがない者

基準日(令和元年10月31日)において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者

### 3 給付額

給付対象者1人につき17,500円(対象児童の数に関わらず)

### 4 今後のスケジュール

#### (1) 申請関係

- ・ 8月の児童扶養手当の現況届に併せて申請手続きを実施
- ・ 申請期間は、申請受付開始日(8月1日)から6か月

#### (2) 支給時期

令和2年1月10日(1月期児童扶養手当支給日と同日)

#### (3) 広報関係

児童扶養手当受給資格者に対して、現況届の提出案内にチラシを同封するとともに、窓口や広報いみずにより随時周知を図っていく。

## 幼児教育・保育の無償化について

### 1 趣旨

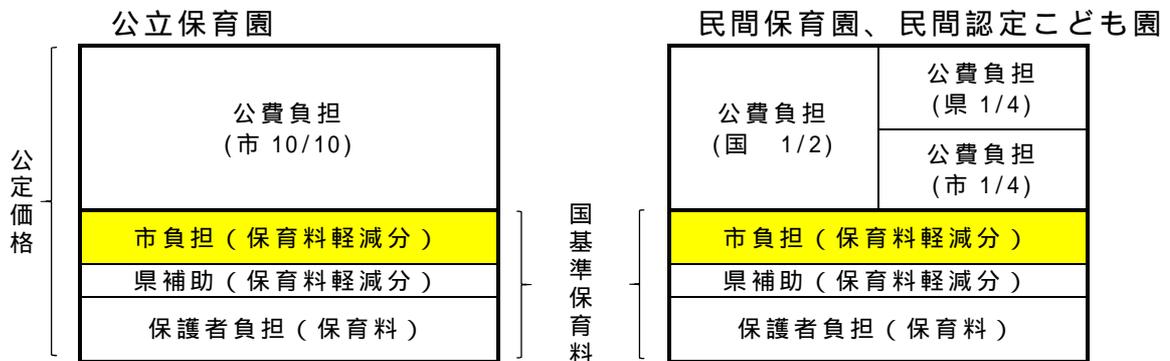
子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、本年10月1日以降、3歳から5歳までの全ての子どもの幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化するとともに、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象として保育園、認定こども園等の費用を無償化するもの。

### 2 制度の概要

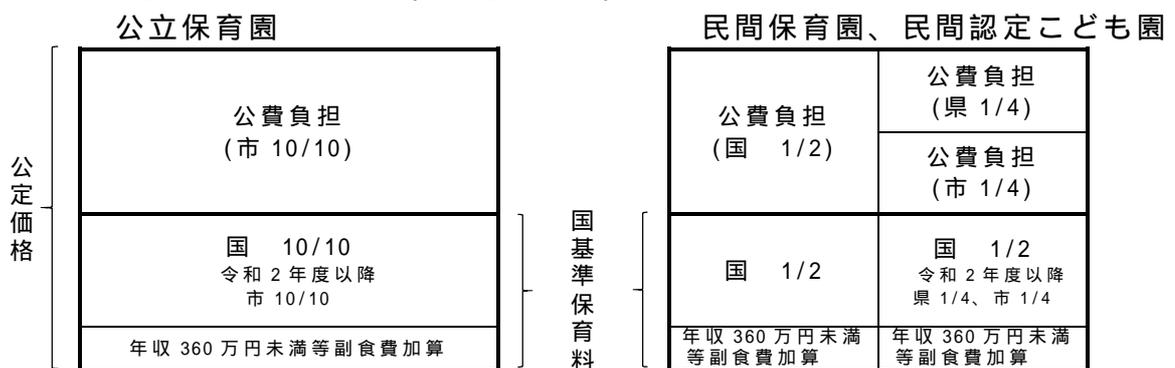
年齢	3歳～5歳	0歳～2歳
保育料	3歳～5歳	0歳～2歳
幼稚園、保育園、認定こども園等の保育料	全ての世帯を無償化	住民税非課税世帯を無償化
幼稚園の預かり保育料	保育の必要性があると市が認定した場合無償化 (月額1.13万円まで)	/
認可外保育施設等の保育料	保育の必要性があると市が認定した場合無償化 (月額3.7万円まで)	住民税非課税世帯を無償化 (月額4.2万円まで)

### 3 負担割合の変更

#### (1) 現状



#### (2) 幼児教育・保育無償化後 (10月～3月)



国 = 子どものための教育・保育給付交付金 (R2以降も継続)

国 = 子ども・子育て支援臨時交付金

#### 4 今年度の財源措置（10月～3月）

今年度は、消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、臨時的に創設される子ども・子育て支援臨時交付金により全額国費で対応するとされている。

#### 5 副食費の取扱い

今般の国の制度において副食費は原則として無償化の対象外であることから、保育園保育料に含まれる副食費は保護者から実費徴収することとなる。

ただし、現状、副食費を免除している者については、引き続き免除とする。

（参考）

本市における副食費の免除対象者（＝現在、保育料が免除されている者）

- ・ 第3子
- ・ 生活保護世帯及び住民税非課税世帯の子ども
- ・ 年収360万円未満世帯のひとり親世帯の子ども
- ・ 年収360万円未満世帯の第2子

#### 6 障がい児通園施設利用者への対応

今回の幼児教育・保育の無償化に併せ、3歳から5歳までの障がい児通園施設の利用料も無償化とする。（負担割合：国 1/2、県 1/4、市 1/4）